犯罪における“悪”および破壊性に関する一考察

－現象としての犯罪と，体験としての犯罪に着目して－

長谷　雄太

1．はじめに

悪は，多くの論の中ではっきりと定義されることはなく，曖昧に扱われることが多い。その要因の一つとして，Jung（1958/1989）が「悪について語っているとき，それはある人がそう名づけたもの，あるいはその人がそう感じたものについて語っている」と述べるように，悪には特有の移ろいやすさがあり，その全容が掴みづらいことが考えられる。長谷（2020）はこの点について，宗教や哲学，臨床心理学の知見をもとに，悪が主体によって定位される客体としての性質を持つためであると考えた。しかし，悪には共通して見られる特徴や機能もある。中村（1994）は，悪の本質的な作用は秩序立った関係を解体するものだと考えた。こうした破壊的な性質が目立つ一方で, 新たな秩序を作り出すには古いものを破壊する必要があり（河合, 1997），創造への前触れとして悪が機能する場合も考えられる。心理療法においても，悪のもたらす関係の解体が適切な分離として作用する事例も報告されている（梅村ら, 2017）。このように，心理臨床の領域において悪は有意義な側面も見出されており，悪はただ“悪い”側面以外にも目を向ける必要がある。

心理臨床における悪の問題は，どのような分野で働く臨床家にとっても避けられない重要な課題と言えるだろう。ただ，その中でも司法・犯罪領域における心理臨床場面においては，悪の問題はその複雑さを増すように思われる。『〈悪〉のトポイ・カタログ』（中村, 1994）の中で，犯罪は悪の要素の一つとして挙げられている。つまり，犯罪に至った主体に心理的にアプローチする場合，その臨床場面には前提として何らかの形で悪が潜んでいることになる。さらにWinnicott（1956/2005）は，犯罪のような反社会的行動に至ることは二次利得や社会的反応を多分に含むため, 個人が持つ内的な破壊性の問題と分けて論じるべきであることを主張している。そのため，悪の問題も犯罪現象の独自性を踏まえて論じられる必要がある。しかし，上述したような悪の議論の中では，犯罪現象においてどのような点が悪であるのか，臨床心理学的な悪の機能は犯罪現象の中でどのように作用しているのかについては述べられてこなかった。本論では，犯罪現象の独自性を踏まえて，悪や破壊性について臨床心理学的な視点で見つめなおすことで，悪の多角的理解につなげていきたい。

２．マクロな現象としての犯罪と悪

臨床心理学で悪は，個人の心の動きに着目して論じられることが多い。しかし，中村（1994）

は『〈悪〉のトポイ・カタログ』の中で犯罪を，悪の中でも「社会的な人間関係につながるグループ」に位置づけている。つまり犯罪は，個人を超えた“社会”や“コミュニティ”といったマクロな枠組みと密接に関連する現象であり，同時に悪はそうしたマクロな視点からも捉える必要があることを示唆している。本節ではまず，社会学にも頼りつつマクロな視点から犯罪と悪について検討していきたい。

Durkheim（1895/1978）は，「われわれは，それを犯罪だから非難するのではなくて，非難するから犯罪なのである」としており，ある行為に非難のまなざしが注がれることで，犯罪という現象が生じるとした。そして，Durkheim の論を踏まえたうえで，岡邊（2014）は犯罪の社会学的定義を「社会の大多数の人々が犯罪だとみなすような行為」としており，犯罪という概念が相対的かつ文脈依存的なものであり，絶対的ではあり得ないと強調している。このように，犯罪とはコミュニティというマクロな主体によって生成される，客体的な概念と考えられる。こうした客体性は，悪に見られる特徴のひとつと言える。また，集団の意識について Freud（1913/2009）はタブー現象の考察から，タブーを犯すことの不安から，人々は恐怖に脅かされているという集団感情に目覚めるとした。ここで集団における禁令であるタブー，犯罪などは一種の誘惑性を持ったものであり，Freud は「犯罪者も復讐する社会も同種の禁じられている心の蠢きを持っている」と述べる。この時，タブーを犯した者が罰を受け，非難の対象になることは，人々がタブーを犯す不安から逃れるために重要となる。そして，犯罪および犯罪者に攻撃を向けることは，コミュニティにおける善悪の境界を維持し（Berger & Luckmann, 1966），結果として成員の結びつきを強め，集団の安定した存続に繋がると考えられる。また Durkheim は，犯罪等の逸脱行動は，「きたるべき道徳の予兆」という意味を持つことがあり，次の時代では当たり前となる道徳や規範が，逸脱行動により先行的に現出する場合があるとした。岡邊はこうした犯罪における潜在的機能の重要性を指摘しており，コミュニティの維持や発展に通ずるものとした。このような特徴は，前述した悪の有意義性にも通ずるものとして捉えられる。長谷（2020）は，スケープゴートの理論や対象関係論の視点から，悪は個人の破壊性の矛先となる避雷針の役割も果たすとした。さらに，犯罪が道徳の予兆として作用することは，前述した悪と新たな秩序との関係に通ずるものであると言えるだろう。このように犯罪という概念は，ミクロな主体によって定位された悪と同質の多義性を持ちうる。つまり，関連する事象における規模の大小に関わらず，悪の機能性は変わらず発揮されると考えられる。一方で Freud（1921/2006）が，集団は無意識によって動かされており，並外れた影響されやすさがあるとしたように，集団という状況が悪の問題についても影響を与えることは間違いない。そうした集団における悪の在り方については，今後改めて検討することとする。

では，犯罪はコミュニティという主体が定位した悪と考えると，それはコミュニティを構成する個人にとってどのように体験されているのだろうか。コミュニティによって生成された悪は，教育やしつけによって，そのコミュニティを形成する個人の内的世界にも還元されていく。そうして悪の概念は，主体の超自我のような禁止や処罰を司る領域を賦活させ，発達させていく。ここで個人が犯罪という悪に抱く感覚は，あくまでコミュニティベースのものであり，外界からの取り入れが前提として存在する。これは，快－不快などの主観的体験から定位される悪とはルーツが異なるものと考えられる。松木（2011）は“よい”“悪い”について述べる際，

正しいとか正義・邪悪といった道徳的・倫理的な意味合いと，個人にとっての快・不快を区別することを強調している。この“道徳”や“倫理”という語には，社会や共同体における普遍性が前提として包含されている。ここで，コミュニティというマクロな主体を背景に持つ道徳的な悪は，個人の主観的体験に基づく悪とは分けて考える必要があるのではなかろうか。道徳的悪において，個人はその破壊的な性質を直接的に体験するのではなく，コミュニティを媒介した間接的なものとして体験する。これは，主観的に体験される迫害的な悪い対象とは，異質なものに感じられるかもしれない。例えば，学校や会社などにおける規律違反は，そのコミュニティの秩序を乱すことはあれど，その多くが個人を直接破壊する結果にはなり得ない。しかしそれは，多くの主体にとって“悪いこと”，つまり悪として認識され得る出来事である。このように，悪は個人の主体にとって直接的に破壊をもたらすものでなくとも成立し得る概念で，形式的な側面が存在する。ここで悪は，“器”のイメージとして捉えられる。道徳的悪という器の中に破壊的なエネルギーは無く，主体にとって“空っぽな悪”であろうと，その器は維持され，主体にとっては悪として体験されるのである。そして，破壊的でなくとも悪の持つ機能は失われることはなく，人々はある意味で“安全に”悪の恩恵に与ることができるのである。

ただその性質として，道徳的な悪と主観的体験に基づく悪が完全に異なる概念とは考えにくい。コミュニティは個人の集合体であり，コミュニティが主体として作り出す悪は，体験的な悪の蓄積によって生まれる。そのため，体験的悪と道徳的悪は完全に区別されるものではなく，大いに重なり合う部分が存在する（図 1）。こうした悪における二重の性質は，犯罪現象についても想定されるべきではなかろうか。特に，加害―被害関係の有無によってその悪の様相は大きく異なる。犯罪に個人が被害者として直面しない限り，それは個人にとって道徳的悪であり，個人と悪との間には一定の距離が保たれる。それは，Berger & Luckmann が指摘するように，主体と破壊性との間に，犯罪という概念を用いて予め境界を作っておくシステムと言えるだろう。犯罪が主体にとって“空っぽな悪”である間は，主体を破壊性から守る予防的な働きをもたらす。しかし，個人が被害者となる場合，それは現実的な破壊性として身に降りかかり，体験的悪としても定位される。すると主体は，直接悪と関係を結ぶこととなり，破壊的な現象との距離は一気に縮まる。

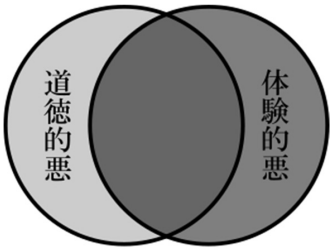

図 1　悪の二重構造

近年，実際の犯罪状況の変化とは関係がないにもかかわらず，ある犯罪が急速に社会問題化していくモラル・パニックという現象が見られ，社会に長期的な影響を及ぼしている。河合（2004）はこうした状況について，犯罪の無い日常世界と犯罪のある危険な世界との境界が消失し，人々の犯罪不安が高まり，日本の安全神話崩壊が問題となっているとした。これはコミュニティを形成する個人にとって，これまで道徳に基づき主体から遠いものとして存在した悪が，様々な要因で個人の主観的体験に迫るものへと変化してきていると言えるのではなかろうか。情報を多くのツールから手軽に入手できる昨今では，犯罪自体も身近なものとして感じられ，もはや主観的な脅威として体験されるのかもしれない。現在，少年法改正や厳罰化の流れが生じており，それはコミュニティが悪との境界をより強く，過剰に再構築する動きであるとも考えられる。これは，コミュニティにとっても，それを構成する個人にとっても，犯罪をめぐる悪の問

題が重要な課題となってきていることを示していると言えるだろう。

3. 犯罪の背景に存在する要因

前章ではマクロな視点を参照し，犯罪が道徳的悪と体験的悪の二重構造を持つことを想定した。本節からは，より個別性に基づいたミクロな視点から，主体にとっての犯罪行為の機能，および関連する事象について，犯罪を行う主体（以下，犯罪者とする）の内的な体験や情動に着目し，主体の体験する悪の機能との関係について検討する。

マクロな視点から見ると犯罪者は，犯罪という悪を構成する一部であり，“普通の人”と“犯罪者”の間には明確な境界が引かれてしまう。そうすると犯罪者は，コミュニティにとって悪の一部を担うことになり，道徳的には悪を体現する存在と言えるかもしれない。こうした犯罪者に“成る”ことは，その気になれば誰にでも可能であり，それほど難しいことではない。しかし，道徳的な悪に“成る”ことには相応のリスクが伴う。罪を犯すと主体は，少年院や刑務所に収容されるなどしてコミュニティから分離され，同時に犯罪者という肩書が加えられる。これはその主体にとっても，多くの社会的・情緒的な基盤が奪われる体験となり，一種の喪失体験と考えられる。失われた基盤は，簡単に回復するものではなく，犯罪行為自体が犯罪者の命や生活を破滅に導くものとなり得るのである。しかし，門本（2019）は犯罪行為について，主体が能動的に選択した適応の産物だとしている。当然，犯罪行為自体が“健康な適応”とは言えないであろうが，それを行う主体にとっての何らかのメリットがあり，それは一時的であれ，モラル的な悪に“成る”デメリットを上回った可能性が考えられる。

ではメリットとは何であろうか。Winnicott（1956）は，反社会的傾向の中には希望が含まれ，逸脱行動が内的な動きの表現として捉えられることを論じた。しかし，“逸脱”行動と呼ばれるように，こうした内面の表現方法は，一般的に望ましいものではない。門本（2019）は犯罪や非行などの逸脱行動の発現について，地下茎モデル（図 2）を提唱している。このモデルにおいて，逸脱行動はエネルギーのネガティブな発露として考えられている。同時に，そうしたエネルギーの噴気口は主体の内面で地下茎のようにつながっており，仮に一つの口を抑え込んでも，別の逸脱行動となって表れる可能性がある。つまり，逸脱行動という外的な発露を抑えるためには，外界から蓋を閉めるだけではなく，主体の内的状態に目を向けなければならない。ここで Winnicott が“希望”と言うように，この噴出口はその地下茎の様子を探るための入り口とも考えられ，逸脱行動それぞれの特徴を検討することは，その主体の内的な構造に迫ることにもつながる。ここからは，エネルギーのネガティブな発露である犯罪を，盗みの性質を伴うもの，薬物事犯，暴力を伴うものに分けて取り上げ，そうした行動のもとにある，主体の内的体験や情動について検討していく。

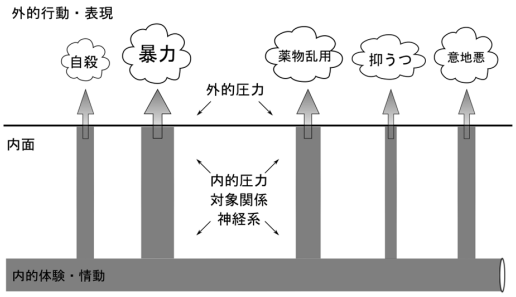

図 2　地下茎モデル（門本, 2019）

①　盗み

窃盗は，刑法犯の認知件数の内 70％を超える，最も身近な犯罪である（法務総合研究所, 2017）。

詐欺や横領も同様に財産犯に分類され，他人の事物を不当に奪うという点で，どれも“盗み”に相当すると言える。盗みを行う主体が具体的な利益を手にしているという点では，他の犯罪に比べて分かりやすいメリットがあると言えるだろう。その動機は，困窮や遊興費欲しさ，ストレス解消など様々で，一見すると短絡的な欲求充足行動に捉えられやすい。しかし今村（2007）は，その背後には盗みをしなければ，満たすことのできない欠乏と，欠乏に関わる攻撃的感情があるとしている。さらに，Winnicott は少年非行について分析する中で，反社会的な傾向がある時，その主体の中である時点まではポジティブであった何か良いものが撤去され失われていると考え，そうした主体の失われたものを探す行為が盗みと関連していると考えた。また河合（1997）は，子どもが盗みを行うことについて，「その子どもの成長にとって，何か『必要不可欠』なものを得ようとして」おり，何を求めているかを考える必要があることを述べている。このように，他者から具体物を盗むという行為が，財産面だけでなく主体の心的な欠乏を補償している可能性は多く示唆されている。プロメテウスがゼウスから火を盗み，人間に繁栄の力を与えた神話は有名であるが，盗むという行為は主体にとって足りていなかった“力”を他者から手に入れることを象徴するものだと言えるだろう。

② 薬物

薬物事犯については，明確な加害―被害関係に基づくものではないことも多く，売春やポルノなどと並んで，“被害者なき犯罪”などと呼ばれる。しかし，薬物乱用によって生じる身体的・社会的デメリットも当然多く，道徳的には悪として多くの人に認識されているだろう。ではこうした薬物使用によって，その主体は何を得るのか。Khantzian（2008/2013）は，依存症の本質は快感ではなく苦痛にあり，薬物依存症の人たちが，自らの心理的・感情的な苦痛を緩和するために薬物を使用するという，自己治療仮説を主張している。つまり，ただ快楽を得ているのではなく，薬物によって心的な痛みなどの不快要素を抑えられるメリットがあるとしたのである。さらに松本（2018）は，薬物依存症を「孤立の病」とし，薬物乱用者に居場所のなさやつながりの希薄さ，さらに「誰からも必要とされていない」という痛みを伴う感覚があるとした。ここで，薬物乱用は意思の弱さなどが原因となって起こるものではなく，主体を揺るがす痛みを伴う情動と，それを支える情緒的な基盤の脆さが前提として想定されている。薬物は主体にとっての脅威をやわらげ生きていく“力”を授けるものとして機能しているのではなかろうか。ここで“力”は，主体の構造を維持する力，すなわち“strength”の意味で捉えられるものであり，前述した盗みで得られる“力”と同質のものだと考えられる。

③ 暴力

盗みや薬物事犯と異なり，殺人・傷害・性暴力といった犯罪は，他者に対する身体的な加害を伴う。これらは一見すると，これまで述べてきた盗みや薬物事犯のような力の補填ではなく，力の行使が主題になっているように感じられる。しかし，ここで行使されているのは盗みや薬物によって得られる“力 strength”ではなく，外界に向かって放出される物理的な“力 force”であり，本質的な違いがある。工藤・淺田（2017）は，犯罪において暴力が主体が抱く恐れをやわらげ安心感を得る機能を持つとした。さらに，Fonagy（2004）は，暴力犯罪者には自己や他人の心を理解する機能が乏しく，そのために心的苦痛が身体的な暴力を喚起しやすい特徴があるとした。性暴力においても，木髙・猪爪（2017）は「性犯罪とは，みじめでちっぽけな自

分自身からの脱却」の動きが背景にあるもので，藤岡（2006）はそうした動きが，性という手段・行動を通じた自己中心的な「暴力」として表れるとした。さらに Hanson（2005/2010）は，他者との親密さの欠如が性犯罪の最も確実な動的リスクのひとつであるとしている。このことについて與那覇（2017）は，性的なふれあいが親密さの欠如によって生じた寂しさや孤独感を消し去り，「癒し」をもたらしているとした。このように暴力の背景には，他者に苦痛を与える行為を通して，自らの苦痛の除去や“力 strength”の獲得が行われているとも考えられる。

概観すると多くの犯罪で共通して，“力”を得る動きと，その背後にある痛みを伴う欠乏感が想定されている。藤岡（2017）は，加害少年の特徴として自信の無さを挙げ，門本（2019）は「おしなべて非行少年や犯罪者たちは，自分の人生の最終責任者が自分であるという感覚に乏しく，自分の人生を変えられるという自信も実感がない」と述べるなど，臨床的見地からも犯罪者の“力”の欠乏感は捉えられている。さらに，薬物事犯における「孤立」や，性暴力における「親密さの欠如」など，犯罪者の抱える関係の希薄さも特徴のひとつと言えるだろう。犯罪者は道徳的悪を象徴する存在として，周囲にとっては破壊的で“力 force”を持つものとして見られやすい。しかしその一方では，犯罪者自身も何らかの破壊的な性質に苛まれる“力 strength”無き存在である可能性がある。

４．地下茎モデルにおける“毒”と悪

ここで一度，地下茎モデルに立ち戻って考えてみたい。地下茎モデルでは，エネルギーの発露までをそのモデルとして想定しており，犯罪行為は特別視されず，その他の行動化や情動の表出と同等の現象として扱うという大きな特徴がある。ではその他の表出と比べ，犯罪行為という発露が示す固有性とは何であろうか。地下茎モデルに内的な情動処理機能と地表部分の構造を加えて，より生体に近いモデルとして発展させて考えていく（図 3）。

主体は様々な刺激を日常的に受け，内的に多くの情動を体験している。その中には恐れや不安も当然含まれるが，主体に不適応をもたらす程の恐れや不安は，主体にとって一種の“毒”である。毒性学の祖である Paracelsus が「その服用量こそが毒であるか，そうでないかを決める」と述べたように，毒は一定の条件を超えることで初めて成立する。また毒は，外側からのみ作用する身体的暴力とは異なり，生体の内外を流動的に移動して生命機能を害することができ，実害をもたらすミクロな物質を意識的に捉えづらいという特徴を持つ。恐れや不安も誰もが持つ情動だが，内的環境とのバランスが崩れることで主体にとって破壊的なものとなる。同時にそれは，情動という不可視なもので，具体的に把握しづらいという点でも毒と共通すると言えるだろう。本論では，こうした不均衡によって破壊的な性質を持つことになった情動やエネルギーを，主体にとっての“毒”と考え，地下茎モデルに組み込んでいく。こうした“毒”の内面的処理に関わる心的機能はいくつか考えられ，Bowlby（1969/1982）は，安全と安心の感覚を与え心的苦痛の軽減をするものとしてアタッチメントを挙げている。さらに，Bion のいうコンテイナー機能もその一つと言えるだろう。これは，早期の母子関係において，赤ん坊が感じる耐えがたい苦痛や不安を，母親が受け取り赤ん坊の耐えられる形で返していくもので，こうした機能自体を，赤ん坊は自らの中に取り入れる（松木, 1996）。これらは，主体にとって心的に栄養を与える土壌でもあり，恐れや不安などを，主体にとって害のない程度に無毒化する

機能である。そして工藤・淺田（2017）は，アタッチメントの観点から犯罪を「経験した恐れをアタッチメント関係において和らげることができないために外在化された」ものとしている。ここでは，主体が犯罪に至る背景として恐れや不安のような心的な“毒”と，アタッチメントのような主体の内的処理機能との間の不均衡が想定されている。主体が内的に処理しきれなかった“毒”は，外界に排出しなければ主体の安全が危ぶまれる。そして，外的か内的かに関わらず，様々な刺激がきっかけとなり，“毒”の破壊的な性質を残したまま外界へと排出される可能性がある。ただ主体が健康な状態にあれば，そうした不均衡に陥ったとしても，多くの逸脱行動の噴気口は道徳や規範によって抑え込まれている。そして，多種多様な防衛機制が生じ，スポーツや芸術などの社会的に望ましい形で情動を表現する昇華は，地下茎モデルにおいてポジティブなエネルギーの発露と言える。しかし，様々な要因で内的情動やエネルギーが道徳や規範の抑止力を上回り，別の噴出口からの排出を選択しなかった場合，主体は犯罪行為に至る。

犯罪行為には，何らかの形で外的な対象から力を得るという共通点が考えられた。これは，抑うつなどの情動の表出と比べても特徴的な点と言えるだろう。こうして得られた力は，主体が体験した恐れや不安によって失われたエネルギーを補填し，主体の活性化を促すものかもしれない。しかし，そうして得られたエネルギーはあくまで外的な対象から得たものであり，一時的な肥料のようなものである。工藤・淺田は，非行・犯罪において主体が恐れを感じ，安心感を得る過程を「二重のサークルモデル（Dual Circle Model）」として図式化している。このモデルの中では，非行・犯罪によって得られるのは仮の安心感であり，健全なアタッチメントシステムによって得られる安心感とは異なるものとして捉えている。このように，犯罪によって得た力は，本質的には主体が自ら作り出すものとは異なるものと考えられる。ここで主体が適切な形で，ちょうど植物が土壌から栄養を吸収するように，内的なエネルギーを生成・摂取できない場合，主体は外的対象からエネルギーを得る以外エネルギーを補填する方法が無い。つまり，主体が本質的に回復をするためには，他者から力を得る犯罪行為を抑止する作業と同時に，主体本来の持つ内的環境を調整するシステム，アタッチメントやコンテイナー機能などを確立・回復させる必要がある。こうした内的環境の不全は，主体の内的な動きだけで引き起こされるものではない。外界から内界は見えないが，外界からの刺激によって，内的主体を支える土壌を汚染し，その機能を奪うことも可能である。主体の生きる力をじわじわと奪っていく貧困や虐待などの環境要因は，まさにそうした外界からの“毒”に相当するものであろう。また，犯罪行為という周囲に“毒”を与える形でエネルギーを噴出する主体は，周囲にとっては破壊的な悪として，様々な形でつながりを切られる。これは，社会的なレベルで起こる現象で

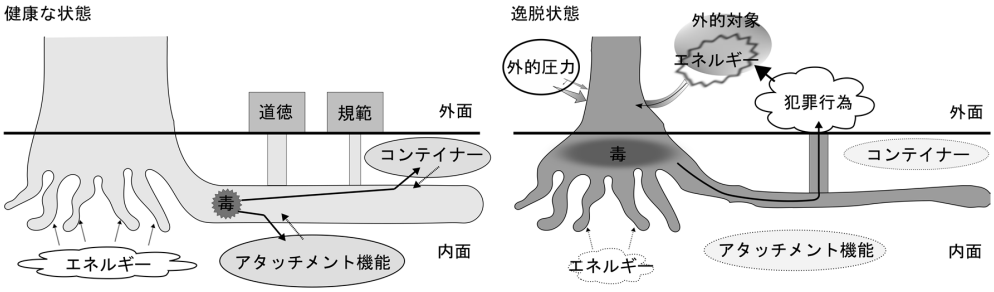

図 3　地下茎モデルにおける主体の状態

あり，切り離された主体はさらに回復のための資源を失う。Hirschi, T.（1969/1995）は，社会的絆理論の中で，社会に対する個人の絆が弱くなったり，失われたりしたとき非行が発生すると考えた。この社会的な絆の要素の中には，規範観念（belief）が含まれている。コミュニティとのつながりが希薄になることは，主体にとって道徳的な悪の力が弱まることにもつながり，犯罪等の道徳的な悪に至ることに対するハードルが下がる。このように，犯罪のような道徳的な悪がかかわる現象に対処するためには，主体の外面・内面に対し同時にアプローチする必要があり，どちらか一方に偏った視点を持つことは，際限のない悪循環へとつながる可能性がある。

5. 不安と罪悪感

ここで，犯罪者が感じる恐れや不安，そしてそれに伴う情動について検討していきたい。悪の本質が「関係の解体」である以上，そうした破壊的感覚と通ずる恐れや不安などの情動に着目することは，悪の理解にもつながるものと言える。乳幼児期の対象関係における理論の中では，人間の体験する不安について破滅―解体不安，迫害不安，抑うつ不安の三段階が想定されている（松木, 1997）。破滅―解体不安の段階では，恐れや不安を呼び起こす死の本能は客体化されておらず，主体の力では扱うことができない。そのため，主体は分割などの心理的機制を用いて何とか自らを脅かすエネルギーを排出しようとする。地下茎モデルにおいて，主体の“毒”となっているのがこうした破滅―解体不安だった場合，エネルギーの発露は受動的に行われた排出作用と言える。そして迫害不安の段階では，自身に不安をもたらすものとして迫害的な対象が外界に定位される。そうすることで主体は，破滅―解体不安の段階では扱うことができなかった恐れや不安と対峙することができ，この時点で主体にとっての悪が成立する。地下茎モデルにおいてこの段階は，外界の“毒”が主体を脅かしていると体験されている状態で，主体のエネルギーの発露はそうした“毒”に対抗する手段でもある。これはまさに，“毒を以て毒を制す”状態にあると言えるだろう。この対抗手段自体が，対象を傷つける犯罪となることもあるだろう。そして今度は，主体がこれまで排出していた恐れや不安を，主体の内面で処理することになる。迫害不安の時点で悪は外界に定位されているが，この時点で主体の内面に取り入れられる。主体は内在化された悪と対峙することになるが，当然そこには痛みが伴う。そうしたいわゆる“心の痛み”が抑うつ不安である。松木（1996）は，反社会的な人格病理や薬物・アルコールへの依存の背景にある不安の多くがこうした抑うつ不安であるとしている。内的な悪と対峙することは，主体のエネルギーを著しく消耗する。そのエネルギーを何らかの形で補填したり，主体が受けた痛みを覆い隠したりする試みの一つが，犯罪とも言えるだろう。このように，恐れや不安といっても一律のものではなく，いくつかの水準が存在する。それは徐々に，主体が安全に解消していくことができる様態へと変化していくが，その間に恐れや不安を対象化する器として悪の機能が作用していることがわかる。

さらに，恐れや不安にも深く関連し，同じように犯罪を内的な心の動きから検討する際，重要になってくる心的な情動として罪悪感が挙げられる。“罪”と“悪”の感覚という名前の通り，悪を論じるうえでは欠かせない概念と言えるだろう。一般的には，“自分が悪い”“悪いことをした”と罪や悪に対する認識に伴う感覚と言えるが，精神分析では罪悪感をいくつかの水準に分けて捉えている。Freud（1930/2011）は罪悪感について「両価性の葛藤，つまりエロースと破

壊ないし死の欲動とのあいだの永遠の戦いの表現である」と述べている。ここで罪悪感とは，主体の内面において生のエネルギーと破壊的なエネルギーがぶつかり合う，間の領域に生じる感覚である。この生のエネルギーは，主体の生命活動を維持するものであり，前述した“力 strength”に相当するものと考えられる。罪悪感自体は正常な情緒発達の中で達成される健康な情緒のひとつ（Britton, 1985）であり，主体が体験する罪悪感にもいくつか異なる水準が存在する。まず，抑うつポジションで体験される罪悪感は，抑うつ不安と同じ性質を持つものとして捉えられている。両者はともに，内在化された悪と主体との間に生じる感覚であり，適切な形でコンテインされることで，その先にある償いや思いやりなどのポジティブな感覚へと変化していくとされる。さらに Klein（1948/1985）は，抑うつ不安，抑うつ的罪悪感，償いの傾向は対象に対する愛情が破壊衝動よりも優る時にのみ体験されるとした。つまり，破壊的な悪の感覚とコンテイン機能や愛情のようなポジティブな感覚のバランスが大切となる。一方で罪悪感の発生自体は抑うつポジションよりも早期の段階，つまり妄想―分裂ポジションからも生じているとされ，この早期に発生する罪悪感は「迫害的な罪悪感」（Grinberg, 1992）と呼ばれる。迫害的罪悪感は，主体の内面で処理できないために外的な対象に排出され，意識されていない感覚となっており，外的対象から主体に押し付けられ，強いられるものとして体験される（松木, 1997）。ここでは，まるで主体全体が悪に“成って”しまったように主体には感じられている。悪に“成る”ことは，悪を“抱える”こととは異なり，自身の内面に対象として悪を定位することができず，内面的に悪との関係を結ぶことが不可能となる。Grinberg は，こうした迫害的な罪悪感から生まれる主たる感情は，恨みや遺恨であり，抑うつ的な罪悪感から生まれる思いやりや悲しみと区別した。これらの理論では，迫害的罪悪感から抑うつ的罪悪感へと，罪悪感自体が発達していくプロセスが示唆されている。また，Winnicott（1958/1977）は罪悪感を成熟させるためには，安定した養育関係やその内在化によって，恐れや不安の破壊性が軽減されることが必要であることを論じている。ここで，健康的な罪悪感を持ち，適度な悪との関係を結ぶためには，内的な基盤を育むことが不可欠であると言えるだろう。

6. 犯罪者に対する心理的アプローチと悪の関係

上述したように，成熟した抑うつ的罪悪感は抑うつ不安と関連し，思いやりや悲しみに通じるものであった。司法・犯罪領域において犯罪者の“更生”は，抑うつ的な罪悪感の先にある，そうしたポジティブな感覚を求めるものと言えるだろう。しかし，迫害的罪悪感の場合，罪悪感は主体に意識されず対象からの迫害として体験される。Klein（1934/1985）は，「犯罪者は，迫害されていると感じているために，他人を破壊してしまう」と述べており，こうした迫害的罪悪感は，主体を犯罪に駆り立てる要因となる。ここで，犯罪者における罪悪感の在り方を検討する際，主体にとっての悪の在り方は非常に重要となる。犯罪という現象は，道徳的に悪であるが，“犯罪＝犯罪者”ではない。西田・元木（2017）は，性犯罪者の理解について「彼らが『何を』経験したかよりも，『どう』体験したか」という点が重視されるべきであると強調しているが，本来犯罪者は犯罪を“行った”者であり，道徳的悪そのものではなく，犯罪者の主体における体験的悪が存在する。ここで，犯罪者に対する矯正の過程で，道徳的悪や他者の体験的悪を押し付けることは，自らにとって異なる悪を植え付けられることであり，迫害的罪悪感

を生むことにつながる。Treurniet（1996/2004）は，犯罪においてある罪悪感が主体の罪悪感を覆い隠す可能性を論じている。さらに Freud（1926/2010）も強迫神経症に関する論の中で，自我が贖罪行為や自己懲罰のための制限などによって罪悪意識を知覚せずに済ませている可能性を指摘し，Klein は犯罪者が周囲に敵を作ることで，いくらか無意識的罪悪感から救われている側面があることを示している。ここでは，主体が対象から罰を受けることで自らの罪悪感を解消しようという動きが起こっている。つまり，植え付けられた迫害的罪悪感や押し付けられた罰や制限は，本質的な意味での償いの感覚につながる抑うつ的罪悪感に通ずる道を閉ざしてしまう可能性がある。そのため，健全な抑うつ的罪悪感につなげるためには，悪を“教える”のではなく，悪を内的な対象として定位していく“気づき”の過程を支援していくべきだと考えられる。そして，悪という破壊的な対象を内界に招き入れるためには，それに耐えうる主体の構造，つまり地下茎モデルにおける土壌の安定化を図る作業が必要となる。そのためには，安定したアタッチメントやコンテイナーの機能などを主体が取り入れねばならず，心理臨床場面では臨床家がそうしたモデルとして相対することも有効となるだろう。それと同時に，恐れや不安などを主体にとって扱える形へと変質させていかなければならない。しかし，そうした過程で主体は破壊的な情動と関わる必要があり，再び圧倒されてしまう可能性がある。そうした事態を防ぐために，第三の場を用いることは有効と言えるだろう。門本（2019）は，心理臨床場面における間主観的なやりとりを重視し，異なる経験世界がぶつかり合うことが治療的な出会いであると考え，その中で両者が適切に「通電」することが大切であると考えた。間主観的な場で，そうした恐れや不安の感覚を扱うことで，犯罪者が感じる破壊性は一人で抱えなくてよいものとなる。そして，恐れや不安を主体にとって扱える形，つまり悪という概念的な器へと客体化していく。つまり，間主観的な場で悪を生む作業が行われる必要がある。ここで，司法・犯罪領域では道徳的な悪が大きな課題として立ちはだかる。間主観的な場において見出される悪は，体験的悪でなければならない。もしも主観的体験の範疇外にある道徳的な形骸化した悪を，臨床家が主体に押し付けてしまった場合，それは受け入れ不可能な異物として迫害的なものとして体験されてしまう。Guggenbühl（1980/2019）は，こうした援助者側の破壊性を強調しており，特に司法・犯罪領域において道徳的に悪ではない立場にいる援助者は，正義の感覚を持ちやすいと考えられる。道徳は軽視されるべきではないが，間主観的な場においては，主体の主観的な体験からのまなざしが必要で，そうした視点を持つこと自体が臨床家としての専門性の 1 つと言えるだろう。

こうした精神力動的なものとは別に，犯罪者への心理学的なアプローチとして近年では，Andrews&Bonta（1990）の提示した RNR モデルが注目されている。RNR モデルは，リスク（Risk），ニード（Need），応答性（Responsivity）の 3 つの原則から構成されている。このモデルではまず，犯罪者における性別や年齢，有罪宣告歴などの静的再犯危険因子を評価して対象者を絞り込む。そして，対象者が抱える動的再犯危険因子に認知行動療法を中心とする実証研究によって有効性が証明された処遇方法を用いて働きかけ，個々の犯罪者における処遇方法が適切かどうか評価し，最も適切な処遇方法を提供し続けることを重要視している。RNR モデルでは，本論で述べてきた犯罪者の体験する恐れや不安，欠如感および地下茎モデルにおける地下部分は，直接的に犯罪発生には関係しない非犯罪誘発要因として，優先されるべきではないと考えられ

ている。RNR モデルは，地下茎モデルにおける地表の状態を適切に把握するモデルであり，その後の認知行動療法に基づき，主体の補強・修正を行っていくプロセスと言える。ここには，働きかけやすい外的要素を扱うことで，その変化をより内的な部分にまで波及させていくことも本質的な目的に含まれるだろう。認知行動療法の中で，認知の歪みを修正していくことは一見すると，道徳的な悪を押し付けるようではあるが，臨床家と対象になる主体が共同作業を行い，主観的な体験としても共有可能な悪の枠組みを内在化させることができれば，迫害的なものにはならない。そのプロセスが成功すると，主体を取り囲む破壊的だったものは，悪として対処可能なものとなり，距離を取ることが可能となる。

RNR モデルに基づく処遇体制は，一定の有効性が実証されており，集団処遇につなげられるという点で効率的であると言える。地下茎モデルにおける地表の環境が改善することが，主体が陥る悪循環の抑止につながることは間違いなく，外的な因子から根本的な主体の内的環境改善につながるケースも多いだろう。しかし，当然 100％の再犯防止が実証されているわけではない。認知行動療法やリスク要因の特定によって外的適応が変化しても，主体を脅かす破壊的な力が残る限り，噴出口を変えて別の形で逸脱行動が現れる可能性もある。そのため，精神力動的なアプローチも含め，主体の内外から再犯防止に取り組むことが理想の形と考えられる。しかし，精神力動的なモデルの実証研究は十分でなく，広範な普及には至らない。精神力動的なモデルにおけるエビデンスを提示し続けていくことは，力動的アプローチを行うどの分野においても課題となっていると言えるだろう。

7．おわりに

本論では，犯罪という現象を検討し，その中で悪や破壊性がどのような形で機能しているのかについて検討した。しかし，犯罪はただ悪を象徴しているのではなく，悪という心理学的に機能を持った概念が，様々な水準で関わっているものであった。こうした犯罪者の内に存在する破壊性について論じることは，犯罪という行為を擁護するものではない。門本（2019）は，心理臨床において被害と被害感と被害者意識を区別する必要について述べているが，加害の内に潜む被害性を適切に感じ取ることは，さらなる加害への連鎖に歯止めをかける足掛かりになり得る。そして，悪という言葉は“悪いもの”という意のほかに，“突出した力強さ”という意味も持つ。道徳的悪である犯罪者に“成る”ことは，一時的とはいえそうした強い存在感を手に入れることに繋がっているのかもしれない。河合（1997）は悪の魅力について考察し，Freud（1913/2009）も禁止事項を犯すことによって得られる根源的快について検討しているが，力や強さといった感覚も人を魅き付ける一つの要素と言えるだろう。こうした悪は，道徳的なものから主観的な快―不快に基づくものまで，区別されず曖昧に論じられることがほとんどであった。本論では，犯罪という現象を見つめなおす中で，マクロな水準でも個人というミクロな水準でも，悪の意義や機能的側面は維持されることを示した点で新奇性があったと考えられる。また，臨床心理学の文脈で道徳的悪と体験的悪を異なる起源を持つものとして捉え直し，悪の多面性を検討した点も有意義であったと言える。今回の研究では，犯罪の精神力動的な理解について主に精神分析の理論を参照したが，今後はその他の学派の理論を取り入れていかねばならない。さらに，より臨床的な事例から詳細な検討をしていくことも今後の課題と言える。

7．参考文献

Andrews, D. A., Bonta, J. & Hoge, R. D. (1990). *Classification for effective rehabilitation: Rediscovering psychology.* Criminal Justice and Behavior, **17**, 19-52.

Berger, P. L. & T, Luckmann. (1966). *The Social Construction of Reality : A Treatise in Knowledge Sociology*, Garden City, NY. 山口節郎 (訳) (2003). 現実の社会構成―知識社会学論考. 新曜社.

Bowlby, J. (1969/1982). *Attachment and loss*. vol. 1. Attachment. London: Hogarth Press.

Britton, R. (1985). *The Oedipus situation and the depressive position.* Anderson, R. (Ed) (1992). *Clinical Lectures on Klein and Bion.* Routledge, London.

土居隆義 (2001). 心理学化される現実と犯罪社会学. 犯罪社会学研究, **26**, 182-198.

Durkheim, E. (1895). *Les regles de la methode sociologique* , Felix Alcan. 宮島喬(訳) (1978). 社会学的方法の基準. 岩波書店.

Fonagy, P. (2004). *The developmental roots of violence in the failure of mentalization.* In F. Pfäfflin & G. Adshead (Eds.), *A matter of security: The application of attachment theory to forensic psychiatry and psychotherapy,* pp. 13–56. London & New York: Jessica Kingsley Publishers.

Freud, S. (1913). *Totem und Tabu: Einige Übereinstimmungen im Seelenleben der Wilden und der Neurotiker.* 門脇健 (訳) (2009). トーテムとタブー. フロイト全集 12. 岩波書店.

Freud, S. (1921). *Massenpsychologie und Ich-Analyse.* 藤野寛 (訳) (2006). 集団心理学と自我分析. フロイト全集 17. 岩波書店.

Freud, S. (1926). *Hemmung, Symptom und Angst.* 大宮勘一郎・加藤敏 (訳) (2010). 制止，症状，不安. フロイト全集 19. 岩波書店.

Freud, S. (1930). *Das Unbehagen in der Kultur.* 嶺秀樹・高田珠樹 (訳) (2011). 文化の中の居心地悪さ. フロイト全集 20. 岩波書店.

藤岡淳子 (2006). 性暴力の理解と治療教育. 誠信書房.

藤岡淳子 (2017). 非行・犯罪の心理臨床. 日本評論社.

Grinberg, L. (1992). *Guilt and Depression*. Karanac Books, London.

Guggenbühl-Craig, A. (1980). *Power in the Helping Professions.* Spring, New York. 樋口和彦・安溪真一 (訳) (2019). 心理療法の光と影 援助職の「力」. 創元社.

Hanson, R. K. (2005). *Stability and change : Dynamic risk factors for sexual offenders*. In : W. L. Marshall et al. (Ed.) *Sexual Offender Treatment : Controversial Issues.* John Wiley and Sons., 17-31. 小林万洋・門本泉 (監訳) (2010). 性犯罪者の治療と処遇―その評価と争点. 日本評論社.

Hirschi, T. (1969). *Causes of Delinquency*. University of California Press. 森田洋司・清水新二 (監訳) (2010). 非行の原因―家庭・学校・社会へのつながりを求めて. 文化書房博文社.

法務総合研究所 (2017). 窃盗事犯者に関する研究. 法務総合研究所研究部報告 57.

今村洋子 (2007). 窃盗. 藤岡淳子 (編). 犯罪・非行の心理学. 有斐閣ブックス.

Jung, C. G. (1959). 分析心理学における善と悪. 林道義 (編訳) (1989). 心理療法論. みすず書房.

門本泉 (2019). 加害者臨床を学ぶ　司法・犯罪心理学現場の実践ノート. 金剛出版.

上井隆義 (2001). 心理学化される現実と犯罪社会学. 犯罪社会学研究, **26**, 182-198.

河合隼雄 (1997). 子どもと悪. 岩波書店.

河合幹雄 (2004). 安全神話崩壊のパラドックス―治安の方社会学. 岩波書店.

Khantzian, E. J. & Albanese, M. J. (2008). *Understanding Addiction as Self Medication; Finding hope Behind the Pain.* Rowman & Littlefield Pub Inc., Lanham. 松本俊彦 (訳) (2013). 人はなぜ依存症になるのか. 星和書店.

Klein, M. (1934). O*n Criminality. In The Writtings of Melanie Klein,* Vol 4.Hogarth ,15-20. 西園昌久・牛島定信 (編訳) (1985). メラニー・クライン著作集 3. 誠信書房.

Klein, M. (1948). *On the Theory of Anxiety and Guilt. In The Writtings of Melanie Klein,* Vol 4.Hogarth ,33-54. 小此木啓吾・岩崎徹也 (編訳) (1985). メラニー・クライン著作集 4. 誠信書房.

木髙暢之・猪爪祐介 (2017). 性犯罪の概観　統計的・臨床的観点. 門本泉・嶋田洋徳 (編). 性犯罪者への治療的・教育的アプローチ. 金剛出版, 112-125.

工藤晋平・淺田慎太郎 (2017). アタッチメントの観点から非行・犯罪をモデル化する. 心理学評論, **60**(2), 140-162.

松木邦裕 (1996). 対象関係論を学ぶ. 岩崎学術出版.

松木邦裕 (1997). 意識されていない罪悪感，その後. 精神分析研究, **41**(3), 183-193.

松木邦裕 (2011). 不在論　根源的苦痛の精神分析. 創元社.

松本俊彦 (2018). 薬物依存症. ちくま新書.

長谷雄太 (2020). “悪”はどのように在るのか―主体・客体の観点を中心に―. 京都大学大学院研究科紀要, **66**, 165-178.

中村雄二郎 (1994). 悪の哲学ノート. 岩波書店.

西田篤史・元木良洋 (2017). 性犯罪者の横顔　性犯罪者はモンスターか？ 門本泉・嶋田洋徳 (編). 性犯罪者への治療的・教育的アプローチ. 金剛出版, 112-125.

岡邊健 (2014). 犯罪・非行の社会学　常識をとらえなおす視座. 有斐閣ブックス.

鈴木智美 (2006). 無意識の迫害的罪悪感：その治療的取り扱い. 精神分析研究, **50**(1), 37-45.

Treurniet, N. (1996). *Murderous Guilt. Cordess,* C. & Cox, M. (Eds.). *Forensic Psychotherapy: Crime, Psychodinamics and the Offender Patient*. Jessica Kingsley Publishers. 作田明 (監訳) (2004). 司法心理療法―犯罪と非行への心理学的アプローチ―. 星和書店.

梅村高太郎・長谷川千紘・畑中千紘・田中康裕 (2017). プレイセラピーが発達障害にもたらす効果の事例的・実証的検討　融合・分離の契機と破壊・対立を生み出す悪の意義. 箱庭療法学研究, **30**(1), 3-16.

Winnicott, D. W. (1958). *Psycho-Analysis and Sense of Guilt.* Hogarth Press Ltd, London. 牛島定信 (訳) (1977). 情緒発達の精神分析理論. 岩崎学術出版社.

Winnicott, D. W. (1956). *The Antisocial Tendency in Through Paediatrics to Psychoanalysis*. 西村良二 (監訳). ウィニコット著作集　第 2 巻　愛情剥奪と非行. 岩崎学術出版社.

與那覇聡 (2017). 性犯罪の理解　査定面接でのフィードバックから動機に迫る. 門本泉・嶋田洋徳 (編). 性犯罪者への治療的・教育的アプローチ. 金剛出版, 112-125.

（臨床心理学コース　博士後期課程 2 回生）

（受稿 2020 年 8 月 31 日，改稿 2020 年 11 月 9 日，受理 2020 年 12 月 7 日）

犯罪における“悪”および破壊性に関する一考察

―現象としての犯罪と，体験としての犯罪に着目して―

長谷　雄太

悪は多くの論の中で曖昧に扱われ，その全容を掴むことが難しい概念である。本稿では，犯罪現象を通して悪の性質について検討を行った。その中で，悪は道徳的なルーツを持つものと主観的体験にルーツを持つものに分けて考えられた。また犯罪に至る内的要因として，主体の持つ“力”の欠乏感や，それに伴う恐れや不安といった破壊的情動の存在が示唆された。ここで，恐れや不安には発達的段階があり，そうした情動を対象化する器として悪が機能していた。そして，悪と罪悪感との関わりを論じる中で，主体の破壊的情動を抱える基盤の重要性が挙げられ，司法・犯罪領域の心理臨床では，動的犯罪要因への働きかけと同等に，情緒的基盤に働きかける力動的なアプローチも必要だと考えられた。こうした犯罪における主体の在り方を正確に掴むためにも，臨床家は道徳的悪に捉われず，主体の体験的悪に迫る営みを専門的に行っていく必要があることが示唆された。

Consideration of “badness” and destruction in crime: from the viewpoints of phenomena and experience

NAGATANI Yuta

Many articles have dealt with the concept of “badness” vaguely, because it is difficult to understand it’s whole aspect. This article reviews the character of badness through crime. Badness can be divided into morality-based and experience-based. In addition, it is suggested that criminals have a sense of lacking strength and destructive emotions, fear, and anxiety. These destructive emotions become adaptive with the function of badness that objectifies the emotions. This function symbolizes a container. In argument regarding the relation between badness and a sense of guilt, it is suggested that it is important to establish a foundation to contain their destructive emotions. It is necessary to approach not only “dynamic risk factors” but also emotional foundations with psychodynamic methods. In addition, clinical psychologists must keep in mind that they must not to be a slave to “evil,” but it is necessary to capture professionally how the subject experiences badness.

キーワード：悪，犯罪，悪の二重構造，地下茎モデル

Keywords: badness, crime, dual structure of badness, underground stems model